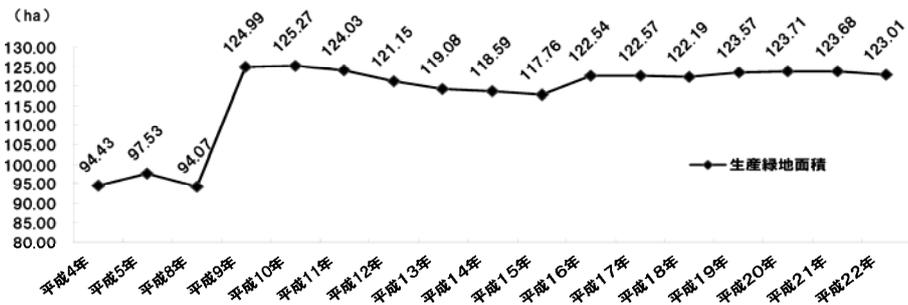


5.地域制緑地の状況

(1) 生産緑地地区の状況

稲城市には生産緑地法による生産緑地地区があり、平成4年（1992年）から指定が始まっています。平成9年（1997年）に大きく増加しているのは、坂浜・平尾地区が市街化調整区域から市街化区域に変更されたことに伴い、生産緑地の指定がなされたものです。

近年は、相続による減少はあるものの、都市の緑を確保する観点から追加指定を行っていることから、指定面積は横ばい傾向を示しており、平成22年（2010年）は123.01haになっています。



「第三次稲城市農業基本計画」より

図 2-1 2 生産緑地地区の推移

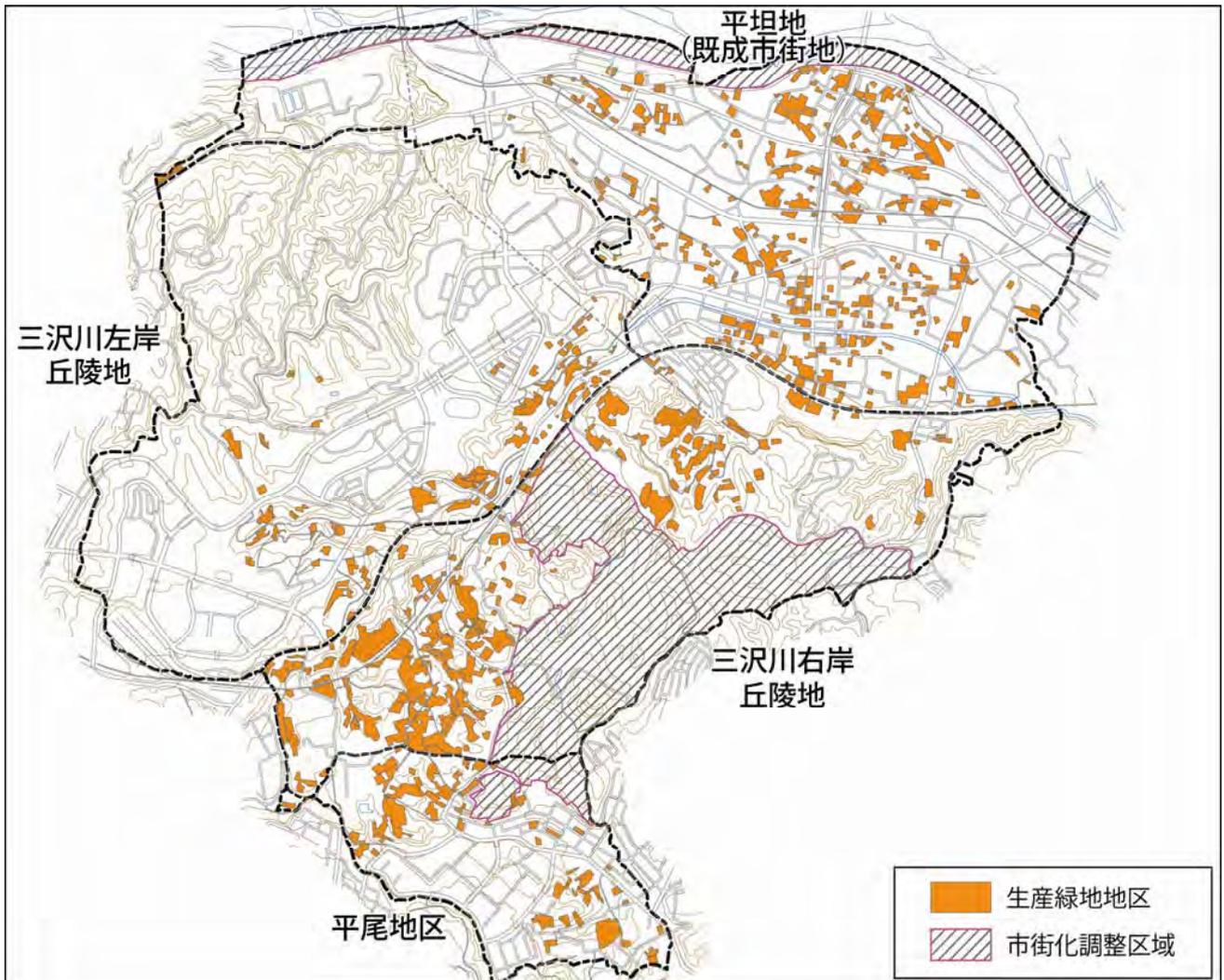


図 2-1 3 生産緑地地区の分布

(2) 稲城市自然環境保全地域

稲城市では、条例に基づき社会的に一定の持続性が担保されている緑地として、「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」により指定された「稲城市自然環境保全地域」があります。

稲城市自然環境保全地域は、平成 23 年（2011 年）4 月 1 日現在、8 箇所 8.0ha が指定されています。



図 2-14 稲城市自然環境保全地域の分布

表 2-8 稲城市自然環境保全地域

名称	面積	名称	面積
穴澤天神社	0.5ha	坂浜天満神社	0.5ha
おおまとのつのでんじんしゃ 大正乃豆乃天神社 円照寺	0.8ha	妙見寺	2.9ha
杉山神社	0.3ha	普門庵	0.6ha
戦没者慰霊碑		よみうりランド北側緑地	2.1ha
		かきやと 上谷戸大橋東側緑地	0.3ha
		合計	8.0ha

6.緑地の状況

緑地には、

1. 都市公園法による都市公園やその他の公園など、都市施設とする緑地
2. 生産緑地地区、稲城市自然環境保全地域などの制度上安定した緑地
3. 社寺境内地、ゴルフ場など、社会通念上安定した緑地

の3種類があり、稲城市には表 2-9のものがあります。

稲城市では、市域の概ね3割が一定の安定性を有する緑地として確保されており、市民一人当たり73.7㎡になります。国が目標とする住民一人当たりの緑地の確保目標は20㎡であることから見ても、稲城市はとても緑地に恵まれていることがわかります。

表 2-9 緑地の現況量

区分	面積 (ha)	市域に占める割合	一人あたり面積 (㎡/人)	備考
1. 公園緑地など都市施設とする緑地	98.2	5.5%	11.6	
都市公園	94.9	5.3%		表2-4(P.19)
その他の公園	5.5	0.3%		表2-6(P.20)
多摩川河川敷市外公園面積**	△ 2.2			図上計測面積
2. 制度上安定した緑地	183.6	10.2%	21.6	
生産緑地地区	123.0	6.8%		(P.23本文)
河川水路	60.3	3.4%		図上計測面積
稲城市自然環境保全地域	8.0	0.4%		表2-8(P.24)
多摩川河川敷と公園などの重複	△ 7.7			図上計測面積
3. 社会通念上安定した緑地	345.0	19.2%	40.6	
社寺境内地	5.8	0.3%		図上計測面積
ゴルフ場	189.0	10.5%		市資料
多摩サービス補助施設	151.0	8.4%		市資料
駒沢学園周辺緑地	20.9	1.2%		市資料
自然環境保全地域と社寺境内地の重複	△ 0.8			図上計測面積
合計	626.8	34.9%	73.7	市外分2.2haを除く

**稲城北緑地の一部

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

一人あたり面積は、平成23年(2011年)4月1日現在の住民基本台帳人口83,903人及び外国人登録者人口1,102人の計85,005人を用いて算出しました。

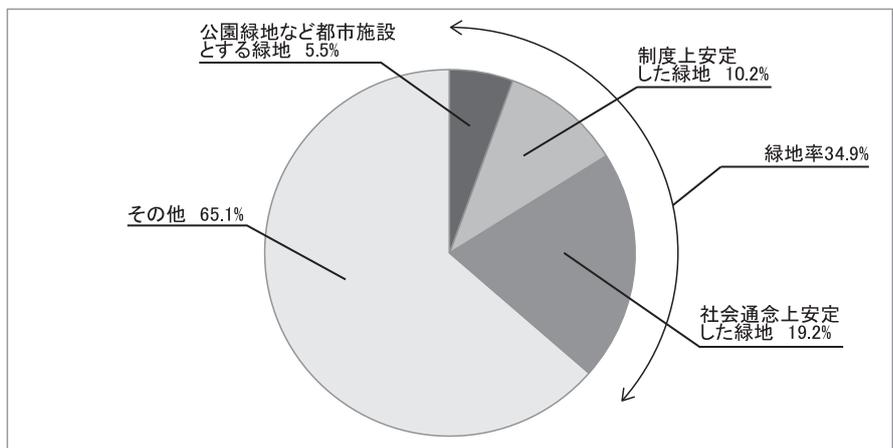


図 2-15 市域面積に占める緑地の割合

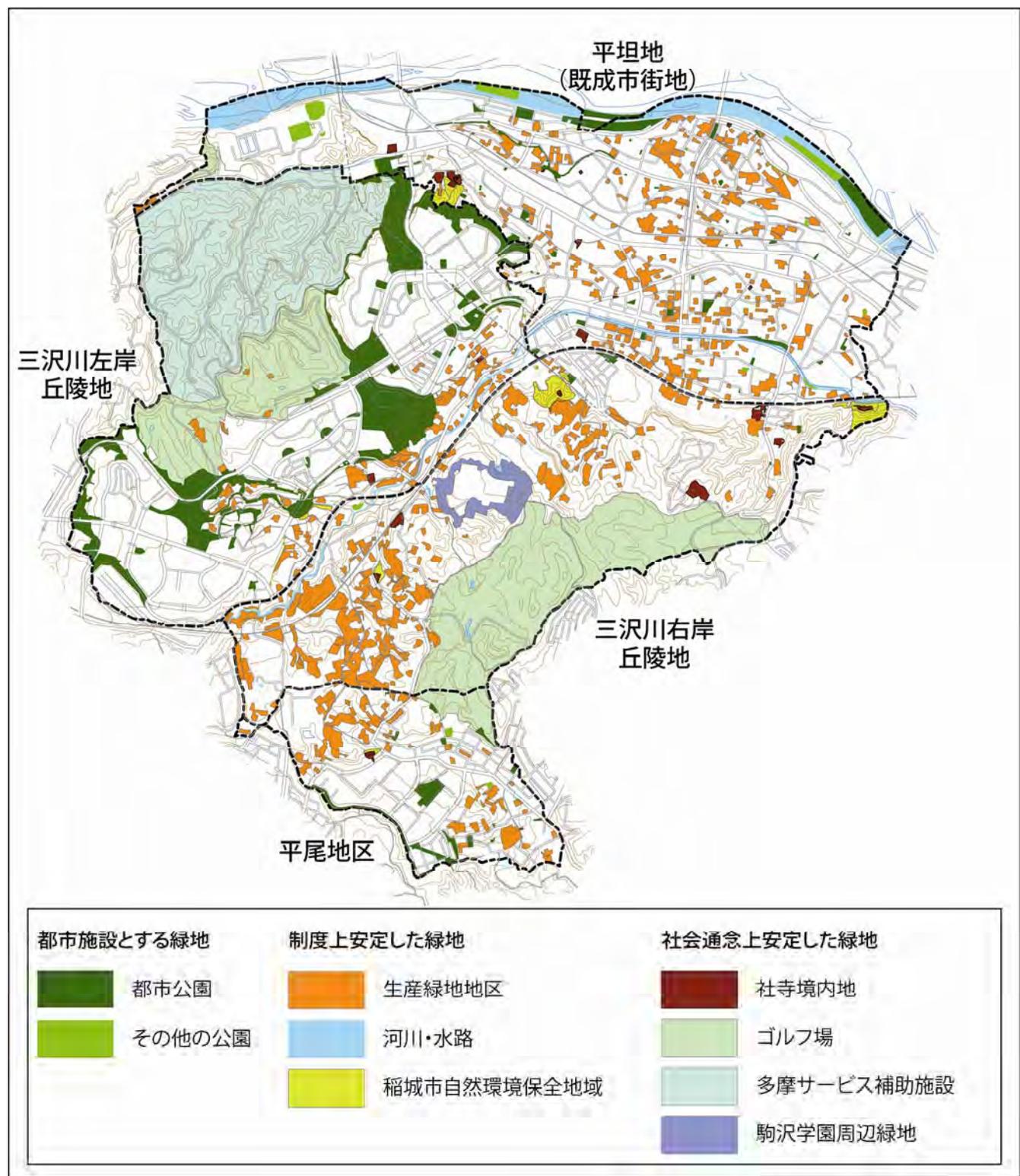


図 2-16 緑地現況図

7. その他の取り組み

稲城市では、今までに紹介したような都市公園やちびっ子広場、生産緑地地区や自然環境保全地域など、施設の整備や緑地の保全以外にも、水と緑のまちづくりのために多くの施策を実施しています。そのうち、主要なものについて概要を紹介します。

施策の内容	
① 保存樹木	「稲城市における自然の保護と緑の回復に関する条例」（以下、「市条例」といいます。）に基づき、樹高約 10m 以上、幹回り約 1.5m 以上の健全で美観に優れた樹木について保存樹木として指定しています。現在 233 本（平成 23 年（2011 年）4 月 1 日現在）を指定しています。
② 公共施設の緑化	市条例に基づき、市が設置・管理する施設については、一定の基準を設けて緑化を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道幅員 2.5m 以上の道路の街路樹植栽、歩道幅員 3.5m 以上の道路はさらに歩道緑地帯の設置 ・公園の敷地面積 30%を目標に可能な限り植栽 ・学校は校地内周囲に幅 2m 以上の緑化対象地の設置と植樹 ・敷地面積 1,000 m²以上の庁舎等において空地面積が 400 m²以上ある施設は、空地面積の 20%以上の緑化
③ 民間施設の緑化	市条例に基づき、1,000 m ² 以上の敷地を有する事業所等は、その敷地から当該敷地に係わる建ぺい率相当分の面積を控除して得た残りの空地面積が 400 m ² 以上あるものは、その空地面積の 20%以上を緑化。
④ 緑化指導	稲城市宅地開発等指導要綱に基づき、敷地内の緑化指導 $(\text{事業面積} \times (1 - \text{法定建ぺい率})) \times 20 / 100$ また、事業面積が 3,000 m ² 以上の場合 6%以上の公園・緑地の整備
⑤ 生垣造成補助金制度	一定の基準を満たす生垣整備（ブロック塀等の撤去を含む）に対して、助成金の支給。 平成 2 年度から現在までに 62 件（平成 23 年（2011 年）3 月 31 日現在）の支給実績があります。
⑥ アダプト制度	公園、緑地、道路、水路などを対象に、市民と市が協働で管理する制度です。 平成 14 年度から始まり現在 57 団体（平成 23 年（2011 年）4 月 1 日現在）が活動しています。
⑦ 上谷戸のホタルの育成	上谷戸地区の中心を流れる上谷戸川を自然観察や水遊びができる親水公園として整備し、平成 18 年（2006 年）から「上谷戸ホタルの会」とともにホタルの育成を行っています。このホタルを多くの方に観賞していただくために、平成 20 年度からホタル観賞の期間を設け、オープニングコンサートを開催しています。 《平成 23 年度の実績》 コンサート来場者 約 1,000 人 観賞期間 10 日間 観賞者 約 20,000 人
⑧ 上谷戸緑地体験学習館	上谷戸親水公園にある学習館では、雛まつり、タケノコ掘、端午の節句、収穫祭など、稲城の自然や郷土文化を体験できるイベントを開催しています。
⑨ いなぎ水辺の楽校	大丸用水の魚とり、多摩川の河原に生息するイナゴとり、学習の安全と川の無事を願い地域に息づいた「川への想い」を大切にす水神祭など、子どもたちが多摩川などの水辺から「ふるさと」を学び、そして多く感じる環境学習の機会を設けています。
⑩ インターネットによる情報の提供	各種制度やサクラやシバザクラの見ごろ情報など、市民への情報提供を行っています。

8.水と緑のまちづくりの課題

(1) 計画策定にあたっての課題

水と緑の現況、市民アンケート調査の結果及び稲城市自然環境保全審議会からの提言などをもとに、計画策定にあたっての課題を整理しました。

稲城市の個性を活かしながら水と緑のまちづくりを進め、すこやかな市民生活を実現するために、これからの10年間に対応が求められる課題について、次のように整理しました。

「地域の個性を踏まえた水と緑のまちづくり」にむけての課題

稲城市の4地域は、発展過程も個性も大きく違います。歴史、文化、地域資源の活用など、地域の個性を踏まえ市民の生活感覚にあった計画とすることが必要です。

「緑の環を守り、つなぎ、育てる」にむけての課題

稲城市の緑の骨格であり、稲城らしさの象徴である緑の環を、将来にわたり維持していくために有効な保全施策を検討し、持続性を高めることが必要とされています。

「水と緑の豊かな資源の保全と活用」にむけての課題

斜面緑地、農地の保全だけではなく、多摩川、三沢川、大丸用水など豊かな水も活用した、総合的な視点からの水と緑のまちづくりが必要とされています。

「身近な公園の適切な配置と質の向上」にむけての課題

既成市街地に公園が少ない状況を改善するとともに、年齢を問わずに使える公園や、郷土の資源性を活かした公園など、質の高い公園を実現していくことが必要です。

「目に見える緑の創出」にむけての課題

既成市街地などでは、身近な緑が少ない区域が多くあります。道沿いに目に見える緑を増やして、身近に緑の豊かさを感じられるまちづくりが必要とされています。

「今ある緑を将来へと伝える」にむけての課題

市民の誇りである豊かな緑の恵みを受けている現在の世代は、今ある緑を将来の世代へと伝えていく責務を持っています。これらの緑を伝えていく取り組みが必要で

「市民活動の支援」にむけての課題

多くの緑を守り、身近な緑の質を高く維持していくために、市民活動の組織化、人材の育成などに、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが必要です。

(2) 中長期的な視点からの課題

10年を超える中長期的な視点からは、次のような課題があります。これらについても前に進む糸口を見つけていく必要があります。

《都市計画公園の整備促進》

稲城市で都市計画決定されており未整備の大規模な公園には、奥畑谷戸公園（都市計画決定面積 7.9ha）、小田良谷戸公園（同 15.0ha）、清水谷戸緑地（同 14.7ha）のほか、多摩市との境に桜ヶ丘公園（同稲城市 1.9ha、多摩市 121.6ha）があります。

このうち、奥畑谷戸公園は稲城市が主体となり、南山東部土地区画整理事業とともに整備が進みつつありますが、その他の公園は東京都事業であり、事業化が未定です。これらの事業化が未定の公園については、整備の促進に向けて東京都及び関係機関に要請していく必要があります。

《多摩サービス補助施設の返還及び共同利用》

多摩サービス補助施設は、広域的な自然公園とするために、引き続き関係機関への返還及び共同利用について、要請していく必要があります。

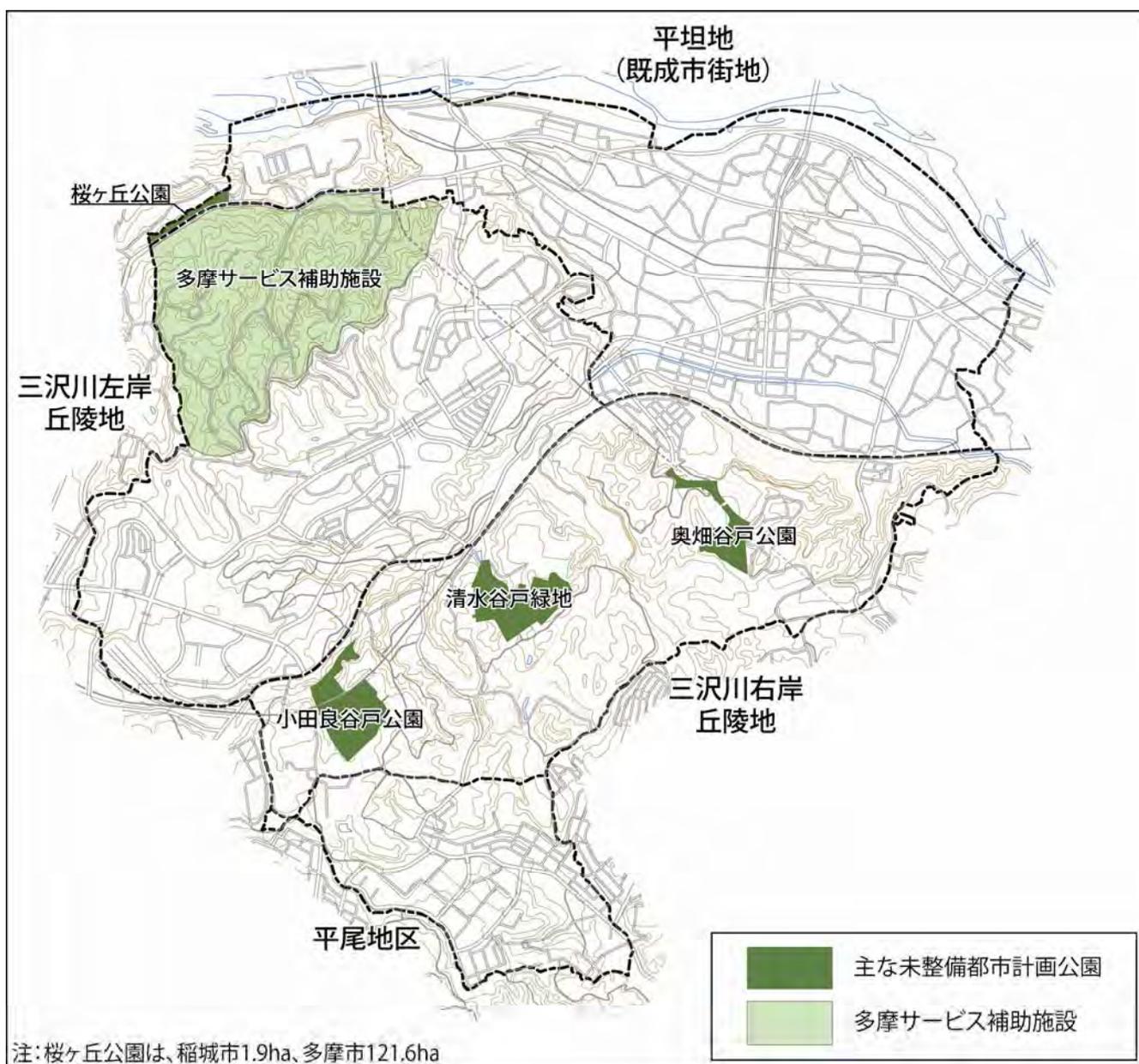


図 2-17 主な都市計画公園と多摩サービス補助施設の位置